

泉大津市防災出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等の団体が主催する集会等に市職員を講師として派遣し、当該派遣職員が防災に関する事項をわかりやすく説明すること（以下出前講座という。）により、本市防災行政に関する情報提供の一層の充実を図るとともに、市民等の学習機会の拡充及び意識啓発を図り、もって防災への理解と関心を深めることを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を受講することができる者は、原則として市内に在住、在勤又は在学するおおむね10人以上の者で構成された団体等とする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、市長が別に定め公表する。

(実施時間)

第4条 出前講座を実施することができる時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(出前講座の会場)

第5条 出前講座の開催場所は、市内に限るものとする。

(申込み等)

第6条 出前講座を受講しようとする団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として当該団体等が主催する集会等を開催しようとする日の20日前までに泉大津市防災出前講座受講申込書（別記第1号様式）を危機管理課に提出しなければならない。

2 出前講座の受講に係る施設の利用については、申込者の責任においてこれを行うものとする。

(通知)

第7条 危機管理課は、前条第1項の規定による申込書を收受したときは、速やかに実施の諾否を泉大津市防災出前講座諾否通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。

2 危機管理課は、前項の承諾をするときは、必要に応じて条件を付することができる。

(実施の制限)

第8条 危機管理課は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教、営利、陳情、要望を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 出前講座の目的に反し、その受講が適当でないとき。

(変更等の報告)

第9条 第7条の規定により出前講座実施の承諾を受けた団体等は、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき、又は出前講座の受講を取り消そうとするときは、速やかに危機管理課に報告し、その承諾を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(費用負担)

第10条 講師の派遣費用は、無料とする。ただし、出前講座の受講に際して施設使用料及び材料費等が必要となるときは、受講者において負担するものとする。

(結果報告)

第11条 出前講座を受講した団体等は、講座終了後速やかに泉大津市防災出前講座受講結果報告書（別記第3号様式）により危機管理課に報告しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。